

参考様式4

折壁地区 地域農業マスターPLAN(実質化された人・農地プラン)

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
一関市	令和3年3月25日	
対象地区名(地区内の集落名)		
折壁(中里、第2区、第3区、第4区、大里、田茂木、屋中、第8・10区)		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	567.74	ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	389.13	ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	96.24	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	43.88	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.24	ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	23.17	ha
(備考)		

注1: ③の「○歳以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- 農業者の高齢化や後継者が少ない状況のため、将来的に集落内で担い手を確保できなくなる。
- 山間部で狭い農地や急傾斜地、水はけの悪い農地も多く、全体的に耕作条件が悪い。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

【中里】農地利用は中心経営体である認定農業者4経営体が担うほか、農地中間管理機構を活用して入作を希望する地区内外の認定農業者や認定新規就農者等の受入を促進することで農地の集約化を図る。

【第2区】農地利用は中心経営体である認定農業者3経営体が担うほか、農地中間管理機構を活用して入作を希望する地区内外の認定農業者や認定新規就農者等の受入を促進することで農地の集約化を図る。

【第3区】農地利用は中心経営体である認定農業者3経営体が担うほか、農地中間管理機構を活用して入作を希望する地区内外の認定農業者や認定新規就農者等の受入を促進することで農地の集約化を図る。

【第4区】農地利用は中心経営体である認定農業者5経営体と認定新規就農者1経営体が担うほか、農地中間管理機構を活用して入作を希望する地区内外の認定農業者や認定新規就農者等の受入を促進することで農地の集約化を図る。

【大里】農地利用は中心経営体である認定農業者4経営体が担うほか、農地中間管理機構を活用して入作を希望する地区内外の認定農業者や認定新規就農者等の受入を促進することで農地の集約化を図る。

【田茂木】農地利用は中心経営体である認定農業者4経営体と認定新規就農者1経営体が担うほか、農地中間管理機構を活用して入作を希望する地区内外の認定農業者や認定新規就農者等の受入を促進することで農地の集約化を図る。

【屋中】農地利用は中心経営体である認定農業者6経営体と認定新規就農者1経営体が担うほか、農地中間管理機構を活用して入作を希望する地区内外の認定農業者や認定新規就農者等の受入を促進することで農地の集約化を図る。

【第8・10区】中心経営体である認定農業者5経営体と認定新規就農者1経営体が担うほか、農地中間管理機構を活用して入作を希望する地区内外の認定農業者や認定新規就農者等の受入を促進することで農地の集約化を図る。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 農地中間管理機構の活用	将来の農地の集約化を見据え、農地所有者は出し手・受け手にかかわらず、農地中間管理機構を活用する。
(2) 集落をまたいだ集約化の取組	隣接する集落との出入作もみられるため、他集落との農業者との話し合いの場を設け、農地の集約を推進し、農作業の効率化を図る。
(3) 後継者の育成、新規就農の促進	経営体の世代交代や新規就農者の育成の取組みを推進することで、経営体の若返りを図る。
(4) 耕作放棄地の解消・再生利用	多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用し、農地の維持管理を行い、農地の耕作放棄地化を未然に防止する。
(5) 基盤整備への取組	農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、集落等の話し合いの中で、将来の基盤整備への取組みも含めた話し合いを行っていく。
(6) 地域農業マスターplanの実践	地域農業マスターplanの実践のため、集落や地区内において話し合いを継続して行う。

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

	個人・任意組合	法 人
① 認定農業者	13 人	1 法人
② 認定新規就農者	3 人	法人
③ 集落営農組織	組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	人	法人

注：基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	68.04 ha	567.74 ha	11.98 %
今後	91.21 ha	567.74 ha	16.07 %